

## 拡張アメダス気象データに関するライセンス契約書

株式会社気象データシステム（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、乙が製作するツール及びソフト等（以下「本件成果物」という）に、拡張アメダス気象データ（以下「本著作物」という）または本著作物から作成された二次的データを内蔵させ、乙以外の者（以下「第三者」という）に提供することに関し、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。なお、本著作物と本著作物から作成された二次的データをまとめ、以下「本件著作物」と呼ぶことにする。

### （契約の目的）

第1条 本契約の目的は、乙が本件成果物に本件著作物を内蔵させるにあたり、本件成果物の名称等（第3条）、本件著作物の範囲（第4条）、本件成果物の要件（第5条）、ライセンスの期間（第6条）、ライセンスの対価（第7条）、その他、甲乙双方の遵守事項を取り決めることである。

### （本件著作物の使用の条件）

第2条 乙は、本件成果物に本件著作物を内蔵させるために使用する本著作物を、甲から購入するか、または甲と別途ライセンス契約を結ぶことにより入手しなければならない。

### （本件成果物の名称等）

第3条 本件成果物は以下の通りとする。

（1） 本件成果物の名称

〇〇〇〇

（2） 本件成果物の仕様

〇〇〇〇

〇〇〇〇

（3） 本件成果物を提供する期間

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日より本契約の有効期間中継続的に提供する。

### （本件著作物の範囲）

第4条 本件成果物への内蔵を許可する本件著作物は以下のとおりとする。（（1）～（3）は例示）

（1） 2001年～2010年の拡張アメダス気象データに基づく標準年拡張アメダス気象データに含まれる〇〇地点（・・・）の外気温、絶対湿度、全天日射量及び乙が同データを編集して得た二次的データ。

（2） 2010年（実在年）拡張アメダス気象データに含まれる〇〇地点（・・・）の全気象要素の時刻別データ。

（3） 1981～2000年の拡張アメダス気象データに基づく〇〇地点（・・・）の設計用気象データ。

### （本件成果物の要件）

第5条 甲は、本件成果物が本件著作物を提供することが主目的と判断できるとき、本件著作物を付する必然性が無いと判断できるとき、あるいは甲が不利益を受ける可能性があるときと判断できるときは本件著作物の内蔵を許可しない。

- 2 甲は、以下の条件のもとに、乙が、第3条の本件成果物を作成するにあたり、第4条の本件著作物を本件成果物に内蔵させることを許可する。
  - (1) 第4条の二次的データを作成する作業は乙が行う。
  - (2) 乙は、本件成果物を使用する第三者が、本件成果物から本件著作物を取り出して本件成果物の使用以外の目的に使用することができないような措置を施さなければならない。
  - (3) 乙は、複製等により、本件著作物を他者に提供してはならないことを本件成果物の説明書等に明示しなければならない。
  - (4) 乙は、本件成果物を使用する第三者が、本件成果物を利用して得た計算結果や計算結果を編集して得たデータを他者に提供することを本件成果物の主要な利用目的とする場合は、当該第三者が、別途、甲と本件著作物の使用に関するライセンス契約を締結する必要があるか否かを甲に確認しなければならないことを本件成果物の説明書等に明示しなければならない。ただし、乙がこのような利用を禁じている場合はこの限りではない。
- 3 乙は、第3条(2)に規定する本件成果物の仕様を変更して第三者に提供する場合は、事前に本契約の変更が必要か否かを甲に確認しなければならない。
- 4 乙は、本件成果物に内蔵させること以外の目的に本件著作物を使用する場合は、事前に甲と協議しなければならない。

(ライセンスの期間)

- 第6条 使用を許可する期間は、〇〇〇〇年〇月1日から1年間とする。ただし、期間終了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本契約は同一条件をもって1年間延長し、以降も同様とする。なお、同一条件で延長する場合は、本契約書をそのまま適用し、更新は行わないものとする。
- 2 本契約の終了後は、乙は有償・無償に関わらず、本件著作物を第三者に提供してはならない。
  - 3 本契約の終了後は、乙は、本件成果物を使用する第三者の本件成果物に内蔵されている本件著作物を速やかに抹消するか、またはこれと同等の措置を講じなければならない。

(ライセンスの対価)

- 第7条 乙は甲に対し、本件成果物を第三者に提供する数に応じ、対価(従量対価)を支払う。従量対価は提供1件当たり〇〇〇〇円(消費税別)とし、年間提供数の実績に基づく年払いとする。乙は甲に対し、第6条第1項に記載のライセンス期間の満了日から〇日以内に年間提供数を報告し、甲は、乙が報告する年間提供数に基づいて乙に請求書を発行する。なお、振込手続きに要する費用は乙の負担とする。年間提供数とは、第6条第1項に記載のライセンス期間中(本契約が同項により延長された場合は延長期間開始日から1年間)に乙が本件成果物の使用者として登録した第三者の数とする。年間提供数の実績が不明の場合はその予測数とし、甲、乙の協議によって定める。
- 2 甲および乙は、経済事情等に著しい変化が生じたときは、本契約の従量対価について、互いに協議を申し入れることができる。なお、当該協議が整わなかったときは、乙は従前の対価を引き続き支払うものとする。

(本件成果物の公開)

- 第8条 乙は、本件成果物を公開する際には、本件成果物が本著作物を使用していることを本件成果物の

説明書等に明示しなければならない。

(秘密保持)

第9条 甲および乙は、本契約の締結およびその内容を含め、本契約の履行により知り得た相手方の技術上、営業上および業務上の一切の秘密を、第三者に開示、漏洩しないものとする。

(協議)

第10条 本契約に定めなき事項、または本契約の解釈に疑義のある事項については、本契約当事者の協議により友好的に解決するものとする。

(損害保証)

第11条 甲が提供した本著作物の使用により乙に損害が生じた際は、甲は、損害の程度に応じ、年間ライセンス契約料の範囲内で保証する。

2 乙が本契約に違反したことにより甲に損害が生じた際は、乙は、損害の程度に応じて保証する。

(紛争処理)

第12条 甲および乙は、本契約に関する訴訟の第一審の管轄裁判所を鹿児島地方裁判所とすることに同意する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が各1通を保管する。

〇〇〇〇年〇〇月1日

(甲) 鹿児島市高麗町10-19-1105  
株式会社気象データシステム  
代表取締役 赤坂 裕 印

(乙)